

【新堀小 いじめ防止の取り組み】について

「いじめ防止対策推進法」によるいじめの定義

いじめとは・・・

「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」



新堀小の「いじめ対応基本方針」

本校では・・・

- いじめ問題が発生した場合は、学校全体で組織として対応する。
- 被害児童及び加害児童保護者には、学校は「被害児童を全力で守ること」を約束する。
- 学校は、いじめの状況把握に努める。
- 加害児童及び被害児童の保護者へは、確実に学校から状況説明を行う。
- 「いじめはどんな理由があろうと決して許されることではない」ということを児童および保護者に対し徹底する。



令和7年度 新堀小の「いじめ認知件数」

本校のいじめ認知件数は・・・

11 件 (令和7年11月末現在)



- 解決済み 8件
- 対応中 3件

「少なくとも3ヶ月その行為が止んでいること」がいじめ解消の定義になっています。現在、経過観察中の件数です。

いじめは「覗き込まないと見えない」・「発見した時には、かなり進んでいる」という認識で、早期発見・早期対応に努めます。

お子様のことで心配なことや不安を感じたら、ぜひ一度ご相談ください。
学校いじめ対策委員会にて、組織的に対応していきます。

